

# 栃木県農業大学校同窓会会則

(名称)

第1条 本会は栃木県農業大学校同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、農業大学校の発展に協力するとともに、本県農業の振興に貢献することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、農業大学校、農業短期大学校、旧農業短期大学校(前身を含む。以下同じ)、農業教育センター(清原農学寮、高等園芸研修所、高等畜産研修所、農村青年研修館)の卒業者及び修了者とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と資質の向上に関すること。
- (2) 会報等の発行に関すること。
- (3) 農業大学校への協力に関すること。
- (4) その他必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 理事 40名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選出)

第6条 本会の会長・副会長・監事は、会員の中から役員会の決議により選出する。

2 本会の理事の選出については、次の各号の定めるところによるものとする。

- (1) 第15条第2項により承認された支部長は、理事に選出されたものとする。
- (2) 卒業年度代表者を当該卒業年度の翌年度に、理事に選出する。
- (3) 上記のほか、会の運営に必要と認める場合は、会長が指名して補完する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代理する。
- (3) 理事は本会の重要事項を協議し、執行にあたる。
- (4) 監事は本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2か年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。補

欠のため就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第9条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は役員会で推薦とする。

(会議)

第10条 本会の会議は総会・役員会及び正副会長会議とし、会長が招集する。

2 総会及び役員会はそれぞれ毎年1回開催し、必要があるときは臨時に開催することができる。

3 正副会長会議は必要があるときに随時開催する。

(会議の議長)

第11条 総会の議長は、総会において出席した会員の中から選任する。

2 役員会及び正副会長会議の議長は、会長がこれにあたる。

(総会)

第12条 総会は次の各項に定める議案を審議し、議決する。

- (1) 前年度の事業報告及び決算報告
- (2) 当年度の事業計画及び収支予算
- (3) 会則の策定改廃に関する事項
- (4) 第6条により選出した役員承認に関する事項
- (5) その他、本会の運営に関する重要な事項

2 総会は会員をもって構成する。

3 総会の議決は出席者の過半数の可否により議決する。なお、可否同数の場合は議長の裁決によりこれを議決する。

(役員会)

第13条 役員会は次の各項に定める事項を審議し、議決するほか、会務の執行にあたる。

- (1) 総会に付議する全議案及び報告事項
- (2) この会則を除く本会の運営に必要な諸規則の策定改廃
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に必要な事項

2 役員会の議決は出席者の過半数の可否により議決する。なお、可否同数の場合は議長の裁決によりこれを議決する。

(正副会長会議)

第14条 正副会長会議は本会の運営上必要な事項の協議を行う。

(支部)

第15条 本会には市町等の単位で支部を置くことができる。

2 支部の結成にあたっては、支部長となる者は、支部結成申請書を会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

3 支部の廃止にあたっては、支部長は、支部廃止届を会長に提出しなければならない。

4 この会則に定めるもののほか、支部の組織運営等に関し必要な事項は、別に定める

ものとする。

(事務局)

第16条 本会の事務局を栃木県農業大学校内に置く。

2 本会の会務を処理するため事務局員若干名を置く。事務局員は会長が任免する。

(経費)

第17条 本会の経費は終身会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 終身会費は10,000円とし、卒業年度に徴収する。

(事業年度)

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 附 則
- 1 この会則は、昭和54年5月12日から施行する。  
(一部改正)
  - 2 この会則は、昭和59年11月17日から施行する。  
(一部改正)
  - 3 この会則は、昭和60年11月16日から施行する。  
(一部改正)
  - 4 この会則は、平成4年11月14日から施行する。  
(一部改正)
  - 5 この会則は、平成16年11月14日から施行する。  
(一部改正)
  - 6 この会則は、平成18年6月20日から施行する。  
(一部改正)
  - 7 この会則は、令和6年1月23日から施行する。  
(一部改正)
  - 8 この会則は、令和6年8月2日から施行する。  
(一部改正)